

水振第 502 号
令和 4 年 2 月 22 日

岩手県内水面漁場管理委員会会長 様

岩手県知事 達増 拓也



共同漁業権(第五種共同漁業)の遊漁規則の変更認可について(諮問)
このことについて、漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)第 170 条第 3 項の規定により、次のとおり遊漁規則の変更認可申請がありましたので、同条第 4 項の規定により貴委員会の意見を求めます。

記

申請者	免許番号	変更概要
種市南漁業協同組合	内共第 1 号	漁業協同組合の合併に伴う組合の名称の変更



担当：農林水産部水産振興課漁業調整班
大内
電話：019-629-5806
FAX：019-629-5824

令和 4 年 2 月 1 4 日

岩手県知事 達増 拓也 様

岩手県九戸郡洋野町種市第 7 地割 34 番地 1

種市南漁業協同組合

代表理事組合長 吹 切 信 夫



遊漁規則変更認可申請書

平成 25 年 9 月 1 日岩手県指令第 439-1 号で認可された種市南漁業協同組合内共第 1 号
第五種共同漁業権遊漁規則について、別添のとおり変更したいので、漁業法第 170 条第
3 項の規定により、認可を申請します。

添付書類

- 1 変更理由書
- 2 変更箇所の新旧対照表
- 3 変更後の遊漁規則
- 4 総会の議事録の抄本



変更理由書

漁協合併に伴い漁業権遊漁規則を変更する必要が生じたことから、内共第1号第五種共同漁業権遊漁規則を一部改正するものである。

内共第1号第五種共同漁業権遊漁規則の一部変更新旧対照表

新

洋野町漁業協同組合内共第1号第五種共同漁業権遊漁規則

沿革 平成25年9月1日 認可
 令和4年月日 変更認可

第1条～第10条まで省略

附則

この変更は、行政庁の認可を受けたのち、種市南漁業協同組合、戸類家漁業協同組合及び玉川浜漁業協同組合が合併した日から効力を生ずる。

様式第1号 遊漁承認証表

No.	
遊漁承認証 下記のとおり遊漁を承認します。 記	
遊漁者 (住所)	(年齢)
遊漁者 (氏名)	(年齢)
承認期間	種法区域料
魚具方漁遊	漁遊
発行者 洋野町漁業協同組合 ㊟	

旧

種市南漁業協同組合内共第1号第五種共同漁業権遊漁規則

沿革 平成25年9月1日 認可

第1条～第10条まで省略

(新設)

様式第1号 遊漁承認証表

No.	
遊漁承認証 下記のとおり遊漁を承認します。 記	
遊漁者 (住所)	(年齢)
遊漁者 (氏名)	(年齢)
承認期間	種法区域料
魚具方漁遊	漁遊
発行者 種市南漁業協同組合 ㊟	

内共第1号第五種共同漁業権遊漁規則の一部変更新旧対照表

裏

注意事項

1. 遊漁の際は所持すること。
2. 本証を他人に貸与してはならない。
3. 漁場監視員の要求があった場合は提示すること。
4. 遊漁規則に違反しないこと。
5. その他不明な点は、漁場監視員に聞くこと。

(参考) 主要魚種の稚魚放流数量

魚種名	令和	年	令和	年	令和	年
いわな						
やまめ						

裏

注意事項

1. 遊漁の際は所持すること。
2. 本証を他人に貸与してはならない。
3. 漁場監視員の要求があった場合は提示すること。
4. 遊漁規則に違反しないこと。
5. その他不明な点は、漁場監視員に聞くこと。

(参考) 主要魚種の稚魚放流数量

魚種名	平成	年	平成	年	平成	年
いわな						
やまめ						

内共第1号第五種共同漁業権遊漁規則の一部変更新旧対照表

様式第2号

漁場監視員証
表

No	
漁場監視員証 下記の者は当組合の漁場監視員である ことを証明する。	
氏名	(年齢)
住所	
有効期間	
発行者	洋野町漁業協同組合 印

裏 (略)

様式第2号

漁場監視員証
表

No	
漁場監視員証 下記の者は当組合の漁場監視員である ことを証明する。	
氏名	(年齢)
住所	
有効期間	
発行者	種市南漁業協同組合 印

裏 (略)

洋野町漁業協同組合内共第1号第五種共同漁業権遊漁規則

沿革 平成25年 9月 1日 認 可

(令和 4年 月 日 変更認可)

(目的)

第1条 この規則は、この組合が有する内共第1号第五種共同漁業権に係る漁場(以下「漁場」という。)の区域において、洋野町有家に住所を有する組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合又は組合の委託を受けた指定販売所等に第6条の遊漁料を納付し、承認を受けなければならない。

2 前項の納付場所は、毎年新聞又は掲示等により公表するものとする。

(遊漁の方法及び期間)

第3条 次の表のア欄に掲げる水産動物を対象とする遊漁は、それぞれイ欄の遊漁の方法によりウ欄の区分内及びエ欄の期間中でなければならない。

ア 名 称	イ 遊漁の方法	ウ 区 域	エ 期 間
やまめ	餌釣り、擬餌釣り	免許区域	3月1日から9月30日まで
さくらます	〃		3月1日から6月30日まで
いわな	〃		3月1日から9月30日まで

2 組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、前項の各欄に定める範囲を制限することがある。この場合においては当該制限の内容を公表するものとする。

3 前項の公表は新聞又は掲示等により行うものとする。

(禁止区域)

第4条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる区域内においては、遊漁をしてはならない。

基点第1号と基点第1号の2を結ぶ線から上流300メートルの間の区間

基点第1号 九戸郡洋野町有家第8地割72番地有家漁港コンクリート導流堤の標識

基点第1号の2 九戸郡洋野町中野第2地割59番地箱石の標識

(全長の制限)

第5条 次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

名 称	全 長
やまめ(ひかり含む。)	13センチメートル
いわな	〃

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 第2条に定める遊漁料の額は次のとおりとする。ただし、遊漁者が小学生以下の時は無料、中学生又は身体不自由者又は高齢者(75歳以上に限る。)のときは2分の1に相当する額とする。

名 称	漁具・漁法	遊 漁 料	
		日 券	年 券
全魚種	餌釣り、擬餌釣り	500円	4,000円

- 2 第2条の規定にかかわらず、前項の遊漁料を当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付する場合は、未就学の幼児、小・中学生、身体不自由者又は高齢者(75歳以上に限る。)を除き300円を加算した額とする。
- 3 第1項の身体不自由者及び中学生にあっては、遊漁料納付時に公的機関が発行した当該証明書の提示を求められた場合はこれに提示しなければならない。

(遊漁承認証に関する事項)

- 第7条 組合は第2条及び第6条に定める遊漁料の納付を受けたときは、別記様式第1号による遊漁承認証(以下「承認証」という。)を遊漁者に交付するものとする。
- 2 承認証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。

(遊漁に際して守るべき事項)

- 第8条 遊漁者は、遊漁をする場合には承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときはこれを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては漁場監視員の指示に従わなければならない。
 - 3 遊漁者は、遊漁に際しては相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

- 第9条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことがある。
- 2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を付けるものとする。

(違反者に対する措置)

- 第10条 組合又は漁場監視員は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以降のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは行わないものとする。

附則

この変更は、行政庁の認可を受けたのち、種市南漁業協同組合、戸類家漁業協同組及び玉川浜漁業協同組合が合併した日から効力を生ずる。

表

裏

No. _____

遊漁承認証

下記のとおり遊漁を承認します。

記

遊漁者

遊	(住所)	
漁	(氏名)	(年齢)
者		

承認期間

魚 種

漁具漁法

遊漁区域

遊漁料

発行者

洋野町漁業協同組合 ㊟

注 意 事 項

1. 遊漁の際は所持すること。
2. 本証を他人に貸与してはならない。
3. 漁場監視員の要求があった場合は提示すること。
4. 遊漁規則に違反しないこと。
5. その他不明な点は、漁場監視員に聞くこと。

(参考)主要魚種の稚魚放流数量

魚種名	令和 年	令和 年	令和 年	令和 年
いわな				
やまめ				

表

裏

No. _____

漁場監視員証

下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。

氏 名	(年齢)	
住 所		

有効期間

発行者

洋野町漁業協同組合 ㊟

注 意 事 項

- 1 _____
- 2 _____
- 3 _____
- 4 _____